

アメリカでの同時テロに対し、平和憲法に基づいた対応を訴えます

京都憲法会議 2001年10月11日

周知のとおり、9月11日にアメリカ合衆国で同時多発テロ事件が起こりました。数千名の市民の命が奪われたと報じられています。このような非戦闘員である市民を無差別に攻撃・殺戮するテロ行為は、いかなる政治的・宗教的信条に照らしても許すことのできない犯罪行為です。

このテロ事件に対して、10月7日、アメリカはイギリスとともにアフガニスタンへの空爆を開始しました。しかしこのような軍事的報復は、以下のような重大な問題があります。第一に、国際法をはじめとする国連を中心とした国際社会のルールに基づいていない、ということです。1970年の国連総会は、「武力行使をとまなう復讐行為」を明確に禁止する宣言を採択しています。また、9月12日に採択された国連安保理決議1368や9月28日に採択された決議1373は、アメリカの軍事力行使を容認したものではありません。第二に、軍事的報復では問題を解決するどころか、激化させるだけだ、ということです。むしろ、国際的な協力による容疑者の特定と引き渡しなど、これまで国際社会が確立してきたルールに基づいて解決されなければなりません。

日本政府は、9月19日に7項目の対米支援策を発表し、小泉総理は、9月25日の日米首脳会談で、無条件の対米支援を公約しました。そして今国会で、新規立法、自衛隊法改定、PKO法改定などを策動しています。このような日本の対米支援策は、自衛隊がアメリカ軍と一体となって行動しようというもので、集団的自衛権の行使にほかならず、まさに日本が戦争当事者になることを意味します。テロ事件に便乗して、憲法も法治主義も捨て去って、アメリカとの関係を優先しようとする日本政府のやり方は、大きな誤りであると言わざるを得ません。

日本国憲法9条は、一切の戦争の放棄と戦力の不保持を規定しています。さらに憲法は、前文で「われらは、平和を維持し、戦争と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとする国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」とし、「われらは全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と述べています。すなわち、武力によらない、真の平和を創造するために奮闘することを宣言しているのです。テロに対しても、アメリカと一緒に軍事報復をするのではなく、そもそもテロを生まないような国際社会の構築を目指して努力をするというのが日本国憲法の精神です。

私たちは、アメリカを中心とした軍事報復と、日本政府の対米軍事協力を強く反対します。そして、日本政府に対して日本国憲法に基づいた平和外交を進めるよう求めるとともに、私たち自身も真の国際平和を目指した行動を起こすよう、京都府民の皆様に訴えます。